

公害関係法令事務マニュアル
大気汚染防止法届出の手引き
(揮発性有機化合物排出施設編)

令和5年5月

宮 城 県

目次

1	定義	1
(1)	揮発性有機化合物（法第2条第4項）	1
(2)	揮発性有機化合物排出施設（法第2条第5項）	1
2	揮発性有機化合物排出施設設置者の義務	3
(1)	設置（法第17条の5）、使用（法第17条の6）、構造等の変更（法第17条の7）の届出	3
(2)	氏名等の変更、廃止の届出（法第17条の13第2項で準用する法第11条）	3
(3)	承継の届出（法第17条の13第2項で準用する法第12条）	3
(4)	揮発性有機化合物排出基準の遵守（法第17条の10）	3
(5)	揮発性有機化合物濃度の測定（法第17条の12、法施行規則第15条の3）	3
(6)	適用除外（法第27条）	4
3	届出の種類と添付書類	4
(1)	届出の種類	4
(2)	添付書類	4
4	届出の提出先・提出方法	5
(1)	届出の提出先	5
(2)	提出部数（法施行規則第13条第1項）	5
(3)	その他	5
5	届出書作成上の留意事項	6
6	届出書記載例	10
(1)	設置・使用・変更届出書（様式第2の2）	10
(2)	氏名等変更届出書（様式第4）	13
(3)	使用廃止届出書（様式第5）	14
(4)	承継届出書（様式第6）	15
(5)	委任状（任意様式）	16

はじめに

この手引きは、**仙台市以外**の宮城県内に大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号。以下「法」といいます。）に基づく**揮発性有機化合物排出施設**を設置等しようとする事業者の方を対象としています。

仙台市内で同様のことを行う場合には、仙台市環境局環境部環境対策課（電話 022-214-8222）へご相談ください。

1 定義

(1) 揮発性有機化合物（法第 2 条第 4 項）

「揮発性有機化合物（VOC：Volatile Organic Compounds）」とは、揮発性を有し、大気中で気体状となる有機化合物の総称であり、トルエン、キシレン、酢酸エチルなど多種多様な物質が含まれます。ただし、表 1 の物質は浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として除外されています。

表 1 対象から除かれる物質（法施行令第 2 条の 2）

- | | |
|---|--|
| ① | メタン |
| ② | クロロジフルオロメタン（HCFC-22） |
| ③ | 2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン（HCFC-124） |
| ④ | 1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン（HCFC-141b） |
| ⑤ | 1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン（HCFC-142b） |
| ⑥ | 3,3-ジクロロ-1,1,1,2,2-ペンタフルオロプロパン（HCFC-225ca） |
| ⑦ | 1,3-ジクロロ-1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン（HCFC-225cb） |
| ⑧ | 1,1,1,2,3,4,4,5,5,5-デカフルオロペンタン（HFC-43-10mee） |

(2) 揮発性有機化合物排出施設（法第 2 条第 5 項）

「揮発性有機化合物排出施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で揮発性有機化合物を排出するもののうち、その施設から排出される揮発性有機化合物が大気の汚染の原因となるものであって、揮発性有機化合物の排出量が多いためにその規制をおこなうことが特に必要なものとして法により規定されています。法に定める揮発性有機化合物排出施設は、表 2 のとおりです。

表2 揮発性有機化合物排出施設の規模要件と排出基準
(法施行令別表第1の2, 法施行規則別表第5の2)

項番号	施設の種類	規模要件	排出基準	
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が3,000m ³ /時以上	600ppmC	
2	塗装施設(吹付塗装を行うものに限る。)	排風機の排風能力が100,000m ³ /時以上	自動車の製造の用に供するもの	既設 700ppmC
			その他のもの	新設 400ppmC
				700ppmC
3	塗装の用に供する乾燥施設(吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。)	送風機の送風能力が10,000m ³ /時以上	木材・木製品(家具を含む。)の製造の用に供するもの	1,000ppmC
			その他のもの	600ppmC
4	印刷回路用銅張積層板, 粘着テープ・粘着シート, はく離紙又は包装材料(合成樹脂を積層するものに限る。)の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が5,000m ³ /時以上	1,400ppmC	
5	接着の用に供する乾燥施設(前項に掲げるもの及び木材・木製品(家具を含む。)の製造の用に供するものを除く。)	送風機の送風能力が15,000m ³ /時以上	1,400ppmC	
6	印刷の用に供する乾燥施設(オフセット輪転印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力が7,000m ³ /時以上	400ppmC	
7	印刷の用に供する乾燥施設(グラビア印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力が27,000m ³ /時以上	700ppmC	
8	工業製品の洗浄施設(乾燥施設を含む。)	洗浄剤が空気に接する面の面積が5m ² 以上	400ppmC	
9	ガソリン, 原油, ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク(密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。))のものを除く。)	容量が1,000kL以上	既設2,000kL未満	適用しない
			既設2,000kL以上	60,000ppmC
			新設	60,000ppmC

備考

- 揮発性有機化合物排出施設の種類及び規模の詳細については, 平成17年6月17日付け環管大発第050617001号「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について(通知)」を参照。
- 「乾燥施設」は揮発性有機化合物を蒸発させるためのもの, 「洗浄施設」は揮発性有機化合物を洗浄剤として用いるものに限る。
- 「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設で, 送風機がない場合は, 排風機の排風能力を規模の指標とする。
- 「ppmC」とは, 排出濃度を示す単位で, 炭素換算の容量比百万分率である。(例: 600ppmCとは, 排ガス1m³中に600cm³)
- 排出基準の「既設」とは, 平成18年4月1日時点において, 現に設置されている施設をいう。

2 揮発性有機化合物排出施設設置者の義務

(1) 設置(法第17条の5)、使用(法第17条の6)、構造等の変更(法第17条の7)の届出

揮発性有機化合物排出施設を新たに設置又は構造等の変更をしようとする場合、又は法令の改正等で既存施設が揮発性有機化合物排出施設となった場合は所定の事項を届け出なければなりません。

※ 受理書

設置・使用・構造等の変更届出書が提出された後、速やかに書類の形式審査を行います。その結果、不備がなければ受理し、受理書を交付します。

※ 実施の制限(法第17条の9)

届出が受理された日(受理書の交付日)から60日間は工事に着手等することができません。ただし、届出書を審査し、その内容が相当であると認められるときは、その実施制限の解除通知をもって制限期間内であっても着手等ができます。

なお、内容を審査した結果、知事が排出基準に適合しないと認めるときは、受理書の交付日から60日以内に計画変更命令が発せられることがあります。(法第17条の8)

(2) 氏名等の変更、廃止の届出(法第17条の13第2項で準用する法第11条)

上記の届出をした者の氏名又は名称、住所及び法人にあつては代表者の氏名並びに、工場又は事業場の名称及び所在地に変更があつた場合や届出した揮発性有機化合物排出施設の使用を廃止した場合には、所定の事項を届け出なければなりません。

(3) 承継の届出(法第17条の13第2項で準用する法第12条)

次の場合は所定の事項を届け出る必要があります。

① 設置又は使用の届出をした者からその届出に係る揮発性有機化合物排出施設を譲り受け、又は借り受けた場合。ただし、届出の義務は、その施設を譲り受け、又は借り受けた個人又は法人が負います。

② 設置又は使用の届出をした者について相続、法人にあつては合併・分割があつた場合。ただし、届出の義務は、相続人、合併後存続する法人、若しくは合併により新たに設立した法人又は分割によりその施設を承継した法人が負います。

(4) 揮発性有機化合物排出基準の遵守(法第17条の10)

揮発性有機化合物排出施設から揮発性有機化合物を大気中に排出する者は、その揮発性有機化合物排出施設に係る排出基準(表2)を遵守しなければなりません。

なお、排出基準に適合しないと認めるときは、知事は、施設の構造、使用の方法、揮発性有機化合物の処理の方法について、改善又は施設使用の一時停止を命ずることがあります。

(5) 揮発性有機化合物濃度の測定(法第17条の12、法施行規則第15条の3)

揮発性有機化合物排出者は、揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物濃度を年1回以上測定し、その結果を3年間記録しておかなければなりません。ただし、1年を通して休止し、揮発性有機化合物を大気中に排出していない施設については、測定は不要です。

(6) 適用除外（法第 27 条）

上記(1)，(2)，(3)の届出は，つぎの施設に該当する場合は不要です。ただし，それぞれの法律に基づく所定の手続きは必要です。

- ①電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 18 号に規定される電気工作物
- ②ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 13 項に規定されるガス工作物
- ③鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）第 13 条第 1 項の経済産業省令で定める施設

3 届出の種類と添付書類

(1) 届出の種類

届出の種類	届出を必要とする場合	届出の時期	様式
揮発性有機化合物排出施設設置届出 (法第17条の5第1項)	揮発性有機化合物排出施設を設置しようとする場合	工事着工予定日の60日前まで	・様式第2の2 ・別紙1 ・別紙2
揮発性有機化合物排出施設使用届出 (法第17条の6第1項)	法の改正等により，すでに設置している（設置工事中も含む）施設が，揮発性有機化合物排出施設となった場合	揮発性有機化合物排出施設となった日から30日以内	
揮発性有機化合物排出施設変更届出 (法第17条の7第1項)	設置（使用）届出を行った揮発性有機化合物排出施設の構造，使用の方法及び処理の方法を変更しようとする場合	工事着工予定日の60日前まで	
氏名等変更届出 (法第17条の13第2項)	届出者の氏名又は名称，住所，法人の代表者氏名，工場又は事業場の名称及び所在地を変更した場合	変更後30日以内	・様式第4
使用廃止届出 (法第17条の13第2項)	届出施設の使用を廃止した場合	廃止後30日以内	・様式第5
承継届出 (法第17条の13第2項)	届出施設を譲り受け，借り受け，相続，合併又は分割によって，その地位を承継した場合	承継後30日以内	・様式第6

(2) 添付書類

- ① 工場・事業場への案内図（付近の見取図）
- ② 揮発性有機化合物排出施設，処理施設の位置を示した工場・事業場内の配置図
- ③ 揮発性有機化合物排出施設及び処理施設の構造及び主要寸法を記入した概要図（送風機，排風機の位置又は空気に接する面の面積を求める根拠となった面を記載するとともに排出口までの経路も記載すること。）
- ④ 揮発性有機化合物の排出の方法（揮発性有機化合物の排出系統図）
- ⑤ 揮発性有機化合物の排出及び処理に係る操業の系統の概要
- ⑥ 排出ガスの測定口の位置図
- ⑦ 緊急連絡用の電話番号，その他緊急時における連絡方法
- ⑧ その他参考資料（揮発性有機化合物濃度を説明する資料（計算により求めた濃度を記載した場合には根拠資料，測定値である場合には分析結果表等），排出施設で使用する溶剤等の SDS（Safety Data Sheet）等）

4 届出の提出先・提出方法

(1) 届出の提出先

提出先	郵便番号	住所	電話番号	所管区域
仙南保健所 環境廃棄物班	989-1243	大河原町字南129-1 (大河原合同庁舎内)	0224- 53-3118	白石市, 角田市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村 田町, 柴田町, 川崎町, 丸 森町
塩釜保健所 環境廃棄物班	985-0003	塩竈市北浜四丁目8-15	022- 363-5506	塩竈市, 多賀城市, 松島 町, 七ヶ浜町, 利府町, 大 和町, 大郷町, 富谷市, 大 衡村
塩釜保健所 岩沼支所 環境廃棄物班	989-2432	岩沼市中央三丁目1-18	0223- 22-6295	名取市, 岩沼市, 亘理町, 山元町
大崎保健所 環境廃棄物班	989-6117	大崎市古川旭四丁目1-1 (大崎合同庁舎内)	0229- 87-8002	栗原市, 大崎市, 色麻町, 加美町, 涌谷町, 美里町
石巻保健所 環境廃棄物班	986-0850	石巻市あゆみ野五丁目7 (石巻合同庁舎内)	0225- 95-1418	石巻市, 登米市, 東松島 市, 女川町
気仙沼保健所 環境廃棄物班	988-0066	気仙沼市東新城三丁目3-3	0226- 22-5127	気仙沼市, 南三陸町
(参考) 仙台市 環境対策課 大気係	980-0811	仙台市青葉区二日町6番 12号MSビル二日町	022- 214-8222	仙台市

(2) 提出部数（法施行規則第13条第1項）

提出部数は正本1部, 写し1部です。また, 届出書の写しを事業所において保管しておいてください。

(3) その他

届出書の用紙は, 各保健所環境廃棄物班又は県庁環境生活部環境対策課にあります。

また, 宮城県のホームページからダウンロードして使用することもできます。

(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/to-taiki.html>)

フレキシブルディスク等による届出も可能ですが, 詳細については, 管轄の保健所にお問い合わせください。

5 届出書作成上の留意事項

下表及び10ページ以降の記載例を参考に届出書を作成してください。

【共通事項】

- (1) 届出書は、施設ごとに作成してください。ただし、二つ以上の施設であっても同一工場・事業場にあり、かつ、同一種の施設については一つの届出書で済ませることができます。この場合は基数を明示してください。
- (2) 届出者は、法人にあっては法人の代表者です。代表権を持たない工場長等が届出者になる場合は、委任状を添付してください。委任した工場長等が交代した場合には、氏名等変更届出書の提出時に新たな委任状が必要です。
- (3) 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。

【設置・使用・変更届出書（様式第2の2）】

- (4) 表題，適用条文
不要な文字は抹消してください。
- (5) 届出者
法人の場合，その名称，本社所在地及び代表者（代表権を有するもの）の職氏名を記載してください。
- (6) 工場又は事業場の名称
個人営業の場合は屋号を記載してください。
- (7) 工場又は事業場の所在地
郵便番号及び電話番号も記載してください。
- (8) 揮発性有機化合物排出施設の種類
施行令別表第1の2に係る項番号，名称及び基数を記載してください。

【設置・使用・変更届出書（別紙1）】

- (9) 工場又は事業場における施設番号
届出施設に固有の番号（記号）又は呼称を記載してください（番号等は重複しないようにし，一連番号などわかりやすいように記載してください。）。
- (10) 名称及び型式
当該施設の製造会社名，種類，名称及び型式を具体的に記載してください。
- (11) 設置年月日
当該施設の設置年月日を記載してください（設置届出の場合は，記載不要です）。
- (12) 着手予定年月日
当該施設の関係工事（基礎工事を含む）に着手する予定年月日を記載してください（使用届出の場合は，記載不要です）。
- (13) 使用開始予定年月日
当該施設の使用開始予定年月日を記載してください（使用届出の場合は，記載不要です）。
- (14) 規模
 - ① 送風機の送風能力（ m^3/h ）
 - ・当該施設に接続している送風機の定格能力を記載してください（複数の送風機を設置している場合には合計の能力を記載してください。）
 - ・循環ファンがある場合には，循環ファンと送風機の定格能力の合計値を記載し，括弧書きで循環ファン及び送風機の定格能力をそれぞれ記載してください。
 - ② 排風機の排風能力（ m^3/h ）
 - ・当該施設に接続している排風機の定格能力を記載してください（複数の排風機を設置している場合には合計の能力）。

- ・循環ファンがある場合には、循環ファンと排風機の定格能力の合計値を記載し、括弧書きで循環ファン及び排風機の定格能力をそれぞれ記載してください。

③ 揮発性有機化合物が空気に接する面の面積 (m²)

洗浄施設の場合に限り、当該施設における揮発性有機化合物が空気に接する面の面積を記載してください。

④ 容量 (kL)

貯蔵タンクの場合に限り、当該施設の容量を記載してください。容量は、消防法(昭和23年法律第186号)に基づく危険物規制において採用されているタンクの容量と同義です。

(15) 1日の使用時間及び月使用日数等

- ・当該施設等を最も多く使用する期間(月)における平均使用状況を記載してください。
- ・貯蔵タンクにおいて、常時貯蔵していない場合や、揮発性有機化合物を貯蔵しているときとそれ以外の物質を貯蔵しているときがある場合には、揮発性有機化合物を貯蔵している日数を記載してください。

(16) 排出ガス量 (Nm³/h)

- ・当該施設を定格能力で運転するときの排出ガス量(すなわち最大のもの)を記載してください。
- ・湿りガス量を記載してください。これは、揮発性有機化合物排出施設からの排出ガス中の水分濃度は一般に低く、湿りガスにおける濃度と乾きガスにおける濃度にはほとんど差がないため、測定法を簡略化する観点から水分測定は行わず、湿りガスにおける濃度を揮発性有機化合物濃度としたことによります。

(17) 使用する主な揮発性有機化合物の種類

- ・当該施設において使用される揮発性有機化合物の成分の中で最も含有率の高い成分及び含有率(重量比)を記載してください。
- ・当該揮発性有機化合物が石油類である場合は、物質名ではなく、ガソリン、原油、ナフサ等の製品名を記載してください。
- ・使用溶剤のSDSを参考に添付してください。

(18) 揮発性有機化合物濃度(容量比ppm(炭素換算))

- ・一施設で複数の排出口を有する場合は、それぞれについて記載してください。ただし、以下のいずれかでも差し支えありません。
 - *施設の構造等から最高濃度の揮発性有機化合物を排出している排出口が特定できる場合は、当該排出口における揮発性有機化合物濃度。
 - *各排出口からの揮発性有機化合物濃度を排出ガス量で加重平均した濃度。
- ・複数の揮発性有機化合物排出施設等から集合煙突を経て排出される場合は、各施設が単独に稼働し、当該集合煙突から排出する場合のものを測定又は計算して記載してください。
- ・新たに設置する施設の場合には、計算により求めた濃度を記載してください。
- ・貯蔵タンク(排出ガス処理装置を設置しているものを除く。)の場合には、計算により求めた揮発性有機化合物濃度を記載してください。
- ・計算により求めた濃度を記載した場合には根拠資料を添付してください。測定値である場合には分析結果表等を添付してください。

(19) 参考事項

- ・ごく短時間に特異的に高濃度の排出が生じる場合等が想定される場合には、その理由と内容を記載してください。
- ・揮発性有機化合物の処理施設を設置しない場合には、揮発性有機化合物の含有量が少ない塗料を使用する等の揮発性有機化合物の排出抑制のために採っている方法を記載してください。

【設置・使用・変更届出書（別紙2）】

- (20) 揮発性有機化合物の処理施設の工場又は事業場における施設番号
処理施設に固有の番号（記号）又は呼称を記載してください（番号等は重複しないようにし、一連番号等などわかりやすいように記載してください。）。
注）処理施設とは、揮発性有機化合物の処理を行う施設をいいます（以下同じ）。
- (21) 処理に係る揮発性有機化合物排出施設の工場又は事業場における施設番号
当該処理施設に接続されている排出施設の基数、名称及び施設番号を記載してください。ただし、他に当該処理施設を共用する施設がある場合には、その施設の基数、名称及び施設番号も併記してください。
- (22) 揮発性有機化合物の処理施設の種類、名称及び型式
当該処理施設の種類、名称及び型式を具体的に記載してください。
- (23) 設置年月日
当該処理施設の設置年月日を記載してください（設置届出の場合は、記載不要です。）。
- (24) 着手予定年月日
当該処理施設の関係工事（基礎工事を含む）に着手する予定年月日を記載してください（使用届出の場合は、記載不要です。）。
- (25) 使用開始予定年月日
当該処理施設の使用開始予定年月日を記載してください（使用届出の場合は、記載不要です。）。
- (26) 処理能力
- ① 排出ガス量 (Nm³/h)
 - ・当該処理施設を定格能力で運転するときの排出ガス量（すなわち最大のもの）を記載してください。
 - ・湿りガス量を記載してください。これは、揮発性有機化合物排出施設からの排出ガス中の水分濃度は一般に低く、湿りガスにおける濃度と乾きガスにおける濃度にほとんど差がないため、測定法を簡略化する観点から水分測定は行わず、湿りガスにおける濃度を揮発性有機化合物濃度としたことによります。
 - ② 揮発性有機化合物濃度（容量比 ppm（炭素換算））処理前・処理後
当該処理施設で処理する揮発性有機化合物の湿り排出ガス中濃度（処理前：入口、処理後：出口）を記載してください。排出ガス中濃度は、メーカー保証値、測定値等を用いることとし、いずれであるかを明記してください。メーカー保証値である場合には根拠資料を添付、測定値である場合には分析結果表等を添付してください。
 - ③ 処理効率（%）
処理効率は、メーカー保証値、測定値等を用いることとし、いずれであるかを明記してください。メーカー保証値である場合には根拠資料を添付、測定値である場合には分析結果表等を添付してください。

【氏名等変更届出書（様式第4）】

- (27) 法人の代表者氏名の変更の場合は、変更後の氏名を記載してください。
- (28) 不要な文字を抹消してください。
- (29) 届出している施設を記載してください。なお、揮発性有機化合物排出施設以外の施設も有している場合には、併せて記載してください。
- (30) 相続又は合併による場合は、「氏名等変更届出書」と併せて、後掲「承継届出書」も提出してください。

【使用廃止届出書（様式第5）】

- (31) 届出者の欄は、施設を廃止した事業場又は工場でなく、本社等の住所を記載してく

ださい。

- (32) 不要な文字を抹消してください。
- (33) 「揮発性有機化合物排出施設」と記載してください。
- (34) 施設の種類の欄は、令別表第1の2及び名称並びに施設番号、名称を記載してください。
- (35) 施設の設置場所について、同種の施設が複数ある場合には、廃止する施設が特定できるように施設番号を記載するか、配置図等を添付してください。
- (36) 使用廃止の年月日の欄は実際に使用の廃止をした年月日を記載してください。

【承継届出書（様式第6）】

- (37) 届出者の欄は、施設を承継した（譲り受けた）者の住所及び氏名又は名称を記載してください。法人の場合は、その名称、本社所在地及び代表者（代表権を有するもの）の職氏名を記載してください。
- (38) 不要な文字を抹消してください。
- (39) 「揮発性有機化合物排出施設」と記載してください。
- (40) 工場又は事業場の名称の欄は、施設の設置されている工場名等を記載してください。
- (41) 工場又は事業所の所在地の欄は、(40)の住所を記載してください。
- (42) 施設の種類の欄は、令別表第1の2の番号及び名称並びに施設番号及び名称を記載してください。施設が複数ある場合は、別紙に記載しても差し支えありません。
- (43) 施設の設置場所の欄は、(42)の施設が設置されている場所名（例：第1工場A棟北側等）を記載してください。なお、(42)と同様に別紙に記載しても差し支えありません。
- (44) 承継の年月日の欄は、譲受け、借受け等の年月日を記載してください。
- (45) 被承継者の欄は、譲受け又は借受けられる者の氏名又は名称及び住所を記載してください。
- (46) 承継の原因の欄は、譲受け、借受け、相続、合併等を記載してください。

6 届出書記載例

(1) 設置・使用・変更届出書（様式第2の2）

※5の(4)を参照

揮発性有機化合物排出施設設置~~（使用・変更）~~届出書

（年号）〇〇年△△月□□日

宮城県知事 〇〇 〇〇 殿

※5の(5)を参照

住 所 〒980-0014
 届出者 仙台市青葉区本町三丁目8-1
 氏名又は名称 株式会社宮城製造
 代表取締役 宮城太郎
 電話番号×××-×××-××××

※5の(4)を参照

大気汚染防止法第17条の5第1項~~（第17条の6第1項、第17条の7第1項）~~の規定により、揮発性有機化合物排出施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	株式会社宮城製造 第1工場	※5の(6)を参照	
工場又は事業場の所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 △△市△△一丁目2番3号 電話番号×××-×××-××××	※5の(7)を参照	年月日
揮発性有機化合物排出施設の種類	3項 塗装の用に供する乾燥施設 3基	※5の(8)を参照	
揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法	別紙1のとおり。	※ 審査結果	
揮発性有機化合物の処理の方法	別紙2のとおり。	※ 備 考	

- 備考
- 揮発性有機化合物排出施設の種類のカラムには、大気汚染防止法施行令別表第1の2に掲げる項番号及び名称を記載すること。
 - ※印のカラムには、記載しないこと。
 - 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
 - 排出ガスを処理施設において処理していない場合には、別紙2の届出は必要ない。

変更届の場合は、左側の欄に「変更前」、右側の欄に「変更後」の内容を記載してください。別紙2も同様です。

揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法

		(変更前)	(変更後)
工場又は事業場における施設番号		ロールコーター 1号乾燥装置	※5の(9)を参照
名称及び型式		〇〇社製〇〇—型乾燥機	※5の(10)を参照
設置年月日		年 月 日	※5の(11)を参照
着手予定年月日		〇〇年△△月□□日	※5の(12)を参照
使用開始予定年月日		〇〇年△△月□□日	※5の(13)を参照
規模	送風機の送風能力 (m^3/h)	〇〇, 〇〇〇 m^3/h	※5の(14)を参照
	排風機の排風能力 (m^3/h)	〇, 〇〇〇 m^3/h	
	揮発性有機化合物が空気に接する面の面積 (m^2)		
	容量 (kL)		
1日の使用時間及び月使用日数等		8時～24時 16時間/回 25日/月	※5の(15)を参照
排出ガス量 (Nm^3/h)		〇, 〇〇〇 Nm^3/h	※5の(16)を参照
使用する主な揮発性有機化合物の種類		トルエン 30%	※5の(17)を参照
揮発性有機化合物濃度 (容量比 ppm (炭素換算))		〇〇〇 ppmC	※5の(18)を参照
参考事項		※5の(19)を参照	

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の2中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記載すること。
- 3 揮発性有機化合物排出施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。
- 4 排出ガス量は、湿りガスであって、最大のものを記載すること。
- 5 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態における量に換算したものとす。
- 6 揮発性有機化合物排出施設が貯蔵タンクである場合には、排出ガス量の欄には記載しないこと。
- 7 揮発性有機化合物濃度は、湿りガス中の濃度とすること。
- 8 揮発性有機化合物濃度は、揮発性有機化合物の処理施設がある場合には、処理後の濃度とすること。
- 9 参考事項の欄には、揮発性有機化合物の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況、揮発性有機化合物の排出の抑制のために採っている方法（排出ガスを処理施設において処理しているものを除く。）等を記載すること。

揮 発 性 有 機 化 合 物 の 処 理 の 方 法

揮発性有機化合物の処理施設の工場又は事業場における施設番号		1号蓄熱式処理装置	※5の(20)を参照	
処理に係る揮発性有機化合物排出施設の工場又は事業場における施設番号		ロールコーター 1号乾燥装置	※5の(21)を参照	
揮発性有機化合物の処理施設の種類、名称及び型式		〇〇社製〇〇—〇型式 脱臭装置	※5の(22)を参照	
設 置 年 月 日		年 月 日	※5の(23)を参照	
着 手 予 定 年 月 日		〇〇年△△月□□日	※5の(24)を参照	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		〇〇年△△月□□日	※5の(25)を参照	
処 理 能 力	排 出 ガ ス 量 (Nm ³ /h)	〇, 〇〇〇 Nm ³ /h	} ※5の(26)を参照	
	揮 発 性 有 機 化 合 物 濃 度 (容量比 ppm(炭素換算))	処 理 前		〇, 〇〇〇 ppmC
		処 理 後		〇〇〇 ppmC
	処 理 効 率 (%)	96.0%		

- 備考
- 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
 - 2 排出ガス量は、湿りガスであって、最大のものを記載すること。
 - 3 揮発性有機化合物濃度は、湿りガス中の濃度とすること。
 - 4 揮発性有機化合物の処理施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

(2) 氏名等変更届出書 (様式第4)

氏名等変更届出書

(年号) ○○ 年 △△ 月 □□ 日

宮城県知事 ○○ ○○ 殿

※5の(27)を参照

住所 〒980-0014
仙台市青葉区本町三丁目8-1
氏名又は名称 株式会社宮城製造
代表取締役 宮城一郎
電話番号 xxx-xxx-xxxx

※5の(28)を参照

氏名、~~名称、住所又は所在地~~に変更があつたので、大気汚染防止法第11条(第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設 水銀排出施設	の別	揮発性有機化合物排出施設	※5の(29)を参照
	変更の内容	変更前 代表取締役 宮城 太郎	※受理年月日
		変更後 代表取締役 宮城 一郎	※施設番号
変更年月日		○○年△△月□□日	
変更の理由		取締役会において、宮城太郎は代表権のない会長に就任し、宮城一郎が代表取締役に就任した。	※5の(30)を参照

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
3 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。

(3) 使用廃止届出書 (様式第 5)

使 用 廃 止 届 出 書

(年号) ○○ 年 △△ 月 □□ 日

宮城県知事 ○○ ○○ 殿

※5の(31)を参照

住 所 〒980-0014
 届出者 仙台市青葉区本町三丁目8-1
 氏名又は名称 株式会社宮城製造
 代表取締役 宮城太郎
 電話番号 XXX-XXX-XXXX

※5の(32)を参照

ばい煙発生施設(揮発性有機化合物排出施設、~~一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設~~)の使用を廃止したので、大気汚染防止法第 11 条 (第 17 条の 13 第 2 項、第 18 条の 13 第 2 項及び第 18 条の 36 第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

(ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設 水銀排出施設)	の別	揮発性有機化合物排出施設	※5の(33)を参照
工場又は事業場の名称		株式会社宮城製造 第1工場	※受理年月日
工場又は事業場の所在地		△△市△△一丁目2番3号	※施設番号
施設の種類		3項 塗装の用に供する乾燥施設 (ロールコーター1号乾燥装置)	※5の(34)を参照
施設の設置場所		△△市△△一丁目2番3号 詳細は別添配置図のとおり	※5の(35)を参照
使用廃止の年月日		○○年△△月□□日	※5の(36)を参照
使用廃止の理由		施設老朽化のため	

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 3 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。

(4) 承継届出書 (様式第 6)

承 継 届 出 書

(年号) 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

宮城県知事 〇〇 〇〇 殿

届出者 住所 〒980-0014
 仙台市青葉区本町三丁目 8-1
 氏名又は名称 株式会社宮城プロダクツ
 代表取締役 宮城花子
 電話番号 xxx-xxx-xxxx

※5の(37)を参照

※5の(38)を参照

ばい煙発生施設(揮発性有機化合物排出施設、~~一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、~~
~~水銀排出施設~~)に係る届出者の地位を承継したので、大気汚染防止法第12条第3項(第17条の
 13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。)の規定に
 より、次のとおり届け出ます。

ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設 水銀排出施設	の別	揮発性有機化合物排出施設	※5の(39)を参照
工場又は事業場の名称		株式会社宮城プロダクツ 第1工場	※5の(40)を参照
工場又は事業場の所在地		△△市△△一丁目2番3号	※5の(41)を参照
施設の種類		3項 塗装の用に供する乾燥施設	※5の(42)を参照
施設の設置場所		△△市△△一丁目2番3号	※5の(43)を参照
承継の年月日		〇〇年 〇〇月 〇〇日	※5の(44)を参照
被承継者	氏名又は名称	株式会社宮城製造	※5の(45)を参照
	住所	仙台市青葉区本町三丁目 8-1	
承継の原因		会社合併のため	※5の(46)を参照

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 3 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。

(5) 委任状（任意様式）

委 任 状

私は、当社〇〇(事業所名等) 工場長 △△ □□ (氏名)を代理人と定め下記の権限を委任します。

記
〇〇(事業所名等)における「〇〇〇〇〇〇法」に関する届出の権限

(年号) 〇〇 年 △△ 月 □□ 日

住 所 仙台市青葉区本町三丁目 8 - 1
会 社 名 株式会社宮城製造
代表取締役 宮城太郎
電話番号 ×××-×××-××××